

広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）

1 本県の行動計画の作成

今後想定される新型コロナウイルス感染症の県内での発生あるいはまん延に備え、特措法制定に先んじて、新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年12月）に準じて、新型コロナウイルス感染症対策行動計画を策定する。

なお、この計画は、特措法制定後、必要な修正を加えた上で、政府が定める「新型コロナウイルス感染症対策政府行動計画」に基づく、都道府県の区域に係る「都道府県行動計画」として位置付ける予定である。

2 行動計画の目的・基本的戦略

本県内においても、新型コロナウイルス感染症の発生は避けられないと考え、本県の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2つを主たる目的として対策を講じる。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

ポイント

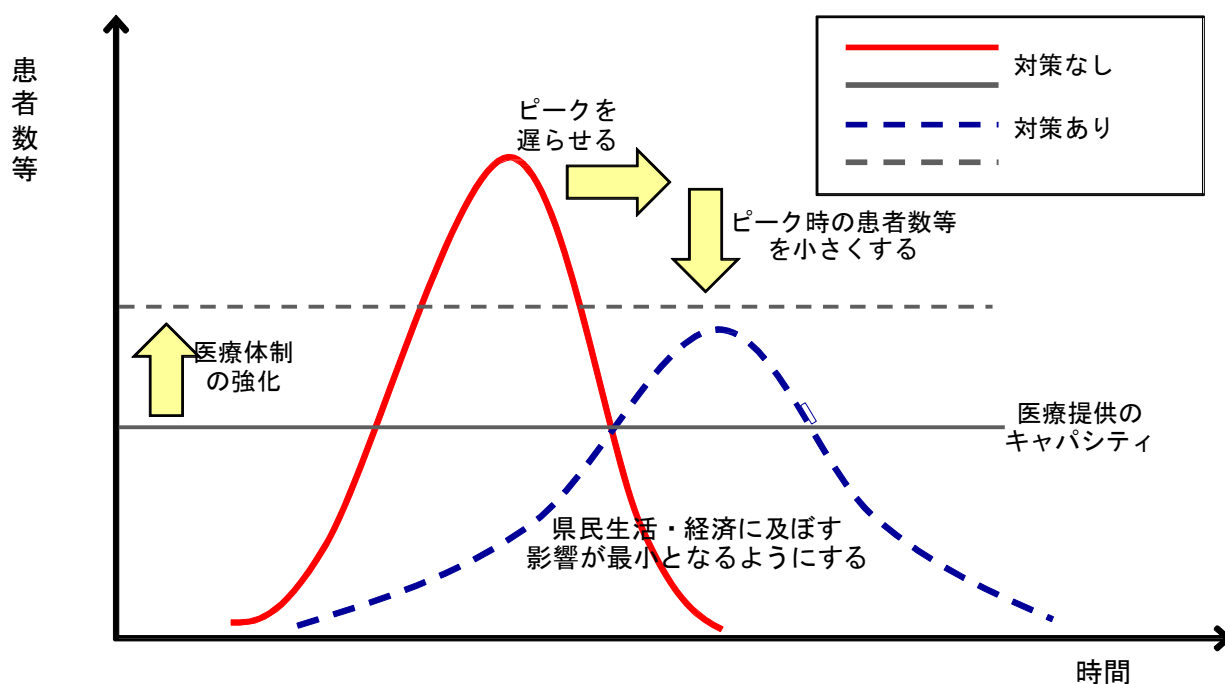
- ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保
- ・ ピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ポイント

- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



3 発生段階

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があるため、今後の発生段階を4つに分類する。(段階の移行は、国等と協議の上、県が判断)

○ 各発生段階における対策の目的

発生段階	対策の目的
県内未発生期 (国内発生早期)	・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。
県内発生早期	・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・ 患者に適切な医療を提供する。 ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
県内感染期	・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。
小康期	・ 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

～主要な対策～

新型コロナウイルス感染症対策の2つの主目的を達成するため、具体的な対策を3項目に分けて整理

1 予防・まん延防止

個人対策や地域対策、職場対策などの複数の対策を組み合わせる。

県感染症・疾病管理センターの専門的判断に基づき、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型コロナウイルス感染症の病原性・感染力、発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、縮小・中止の要請を行う。

ポイント

- ・ 県感染症・疾病管理センターの専門的判断に基づき、以下の措置を講じる。
 - ① 県民に対して、外出自粛や基本的感染対策の徹底を要請
 - ② 施設使用制限等の要請・指示等

対策の例	概要
県民・事業者等への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)等, 基本的な感染対策 ・職場における感染予防策, 従業員の健康管理の徹底 ・公共交通機関等利用者へのマスク着用, 咳エチケット等励行の呼びかけ等
患者・濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の感染症指定医療機関への入院 ・濃厚接触者への外出自粛要請, 健康観察 ・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等の感染対策強化
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視等
施設の使用制限等の要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所等に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請, 指示 ・多数の者が利用する施設に対する施設の使用又は基本的な感染対策の徹底の要請, 指示

2 医療

本県においては、新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口（以下「相談窓口」という。）及び帰国者・接触者外来を設置した。

また、県等は、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供していく。

ポイント

- ・感染期においては、原則として「帰国者・接触者外来」から、一般の医療機関において診療できる体制に切り替える。（帰国者・接触者外来は廃止）
- ・想定される以下の措置を講じる。
 - ①医療機関は、医療又は医薬品等を確保
 - ②医療機関が不足する事態において、定員超過入院や臨時医療施設を設置

○ 相談窓口の設置

名称	新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口
設置時期	海外発生期～県内発生早期まで
機能	電話により患者トリアージ
設置場所	県感染症・疾病管理センター, 保健所

- ・発熱・呼吸器症状等を有する者から電話相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談窓口
- ・患者が相当程度増加（感染期等）した段階では、患者のトリアージ効果が望めないため、相談窓口を縮小・廃止

○ 帰国者・接触者外来の設置

名 称	帰国者・接触者外来
設置時期	海外発生期～県内発生早期
機 能	帰国者・濃厚接触者で症状ある者の診療 及び感染症指定医療機関への引継
設置場所	感染症指定医療機関等

- ・発熱・呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染の症状を有する者を診療
- ・患者が相当程度増加（感染期等）した段階では、感染拡大防止効果が望めないため、廃止する。（一般の医療機関での診療に移行）

3 県民生活及び県民経済の安定の確保

- ・新型コロナウイルスは、多くの県民がり患し、各地域での流行が長期間続き、本人や家族のり患等により、県民生活・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・発生時の県民生活・経済への影響を最小限とするため、県、市町や医療機関等が、業務の継続等を十分に行うことが重要である。

ポイント

- ・業務計画（職場感染対策、重要業務の継続等）の策定等
- ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、食料品・生活関連物資の買占め・売惜しみ、価格高騰の防止の措置等

○ 想定される措置の例

業務の継続等	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活の安定に寄与する事業の継続を行う。 電気・ガス・水、運送・通信・郵便、医療提供等 ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型コロナウイルス感染症による従業員のり患状況等を確認し、休業の要請等必要な対策を速やかに検討する。
サービス水準に係る県民への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
緊急物資の運送等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 ・県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
物資の売渡しの要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 ・県は、物資の確保のため緊急の必要がある場合には、事業者に対し物資の保管を命じる。
生活関連物資等の価格の安定等	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視等をする。
要配慮者への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
犯罪の予防・取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察は、警察庁と連携し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。